平成２７年（フ）第１８７号
神奈川県横須賀市池上４丁目５番11号
債務者　齋藤　正明
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８８７号
千葉県船橋市八木が谷１丁目36番２号
債務者　村島　人美（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月８日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
長崎県雲仙市国見町土黒己２番地
債務者　本多　義久
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
栃木県佐野市犬伏新町1330番地１　ヒルサイドハウスガーデン201、前住所栃木県佐野市高萩町654番地　グリーンハイム金子　Ｂ103
債務者　森下　貴英
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第４１０号
岡山市東区南水門町234番地
債務者　岡本　　哲
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２４号
岡山市中区赤田159番地５コーポ赤田Ａ６号室
債務者　坂口　涼太
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５８号
岡山県玉野市宇野５丁目21番10号
債務者　切佐古忠夫
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６９号
岡山市中区原尾島３丁目５番23号
債務者　武井　祐子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７０号
岡山市南区藤田775番地９、旧住所岡山市北区上中野１丁目４番11号
債務者　伊藤　正俊
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７１号
岡山市南区藤田775番地９、旧住所岡山市北区上中野１丁目４番11号
債務者　伊藤えい子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９６号
神奈川県藤沢市遠藤935番地の５　ファミールみどりケ丘Ｂ103
債務者　森　　悟
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1065番地45　‘90ＩＴＯ　201号
債務者　中根　雅典
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第９２７号
東京都八王子市南大沢２丁目211番地23カトゥルセゾン202号
債務者　岡野　雅司
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９９号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目25番11―303号大謝名団地
債務者　国吉　和男
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１４１号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目18番１―202号コーポ丸安
債務者　安里　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部